

## 5.道幅が狭い道路(狭隘な道路)における対応方針について

質問

伊豆地域では、まだまだ狭隘な道路が多く、旅行者も、そこで暮らす人達の安全で快適な移動にも支障をきたしている。

伊豆の国市内の狭い県道では、カーナビに誘導されて進入した観光バスがすれ違いず立往生したと聞いている。

道路を広げて欲しい。交通量や費用対効果を考えてと大型車の通行禁止等、標識による対応で解決するとの意見がある。

両側から木が覆い被さって見通しが悪く、危険な状態となっている県道もある。地元との話し合いで邪魔な木を除去することも一つの解決策ではないかと思う。

伊豆地域に限らず、山間部等においては地形条件等により道路整備が厳しいことは理解できるものの、幅が狭い道路で、バイパスや拡幅等の整備がむずかしい場合の対応方針について県の所見を伺う。

答弁

山間部の道幅が狭い道路については、交通量や緊急性を考えながら、現在の道路を活かす「1.5車線の道路整備」のほか、対向車の接近を感知・表示して、待機を促す「ゆずりあいロード支援システム」の設置など、効果的な対策の実施に努めています。



また、通行の妨げとなる枝等を道路パトロールにより把握して、速やかに除去するなど、適切な維持管理を行っています。観光来訪者等の狭い道路への誤侵入を避けるため、案内標識の表示施設名称の統一により、適切な案内誘導に努めています。

県としましては、幹線道路ネットワークの整備を着実に進めるとともに、狭隘な道路につきましても、市町等関係機関と連携し、知恵を絞り、様々な工夫を行うことにより、安全で円滑な交通の確保に努めていきます。

地域の方としっかり対話を重ねることで、色々な知恵を絞りながら、安全対策を行っていくようにしていきたいと思っております。

## 6.静岡がんセンターにおける高齢者のがん治療への取り組みについて

質問

県が公表した集計結果によると、平成25年の1年間に新たにがんと診断された県民のうち、65歳以上は全体の約7割、更に75歳以上については約4割を占めている。超高齢化の進展に伴い、がん患者に占める高齢者の割合は、今後ますます大きくなると予想される。

平成29年8月の国立がん研究センターの調査の結果、75歳以上の高齢患者のがん治療に対しては、最善とされた「標準治療」が確立されておらず、その治療方針は担当する医師の知識や経験に任されている現状がある。

静岡がんセンターにおいては、年間で延べ約20万人の入院患者、約30万人の外来患者の治療を行っており、75歳以上の患者も相当数いると思うが、高齢者の治療にどのような方針で取り組んでいるのか、また今後どのように展開していくのか、所見を伺う。

答弁

がんの治療は、臨床試験により治療効果が科学的に明らかにされた「標準治療」がまず推奨されますが、75歳以上の高齢者に対する「標準治療」が確立されておらず、国の基本計画においても、重要課題と位置付けられています。

静岡がんセンターでは、この課題に先んじて取り組み、高齢者の診療実態を調査・整理し、全診療科で情報を共有して高齢者の治療に当たってきました。

高齢者は、身体的、精神的、社会的条件等、様々な面において個人差が大きいため、担当医は、単に年齢だけで判断することなく、積極的な治療で完治を目指すのか、がんの拡大を抑えつつ、がんと共存し生活の質の維持向上を図るのか、最善と考えられる治療法を提案し、それぞれの患者さんが十分納得されてから治療を行う「個別化医療」を進めているところです。

また、がんの種類ごとに、より負担の少ない、現時点で最善と考えられる治療法を取りまとめ、高齢者のがん治療の際に提示できる治療法の拡大に努めています。



## 静岡県議会議員 [伊豆の国市選出]

# もっとよし! レポート。



発行者:土屋もとよし 発行日:平成31年1月23日  
 〒410-2211 伊豆の国市長岡197-1 TEL.055-948-9635-055-948-0267 FAX.055-947-1811

土屋もとよし 県政報告 Vol.16



## あけましておめでとうございます

昨年中は大変お世話になりました。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

早いもので2期目の4年が過ぎようとしています。県政報告も16号となりました。「何時も読んでいますよ」と声を掛けて頂き、やりがいを感じています。今年も、「もっとよし! レポート。」を出させて頂きます。

昨年12月議会において「一般質問」を行いました。当日は、多くの傍聴の皆さまにも応援を頂き、ありがとうございました。県政報告会を夏から秋にかけて各地で8回行った際に、地域の課題や問題点を宿題として頂いたことも盛り込んで質問しました。「質問」答弁をチェックしてみてください。

今回も質問時間をすべて使いきった「残り0秒」を達成でき、ほっとしました。

特別委員会活動では、昨年の暮れに私が提案した「自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例(案)」が



まとまり、今年の2月議会上程できるところまでこぎつけました。傷害保険の加入義務化は、自転車に乗る人にとって、万が一の時、絶対に必要であると思っています。

また、県政報告会で頂いた宿題も、解決に向かっていきます。大きな課題を解決する為には、地域の皆さまのフォローが必要です。市を通して県に要望をして頂きますよう、よろしく申し上げます。

今年も静岡県議会議員選挙が行われる年です。日程は、3月29日告示、4月7日投票に決定しました。是非、投票所に足を運んでください。

4年任期の最終年度で任期もあと僅かですが、一生懸命に活動してまいります。

引き続き、平成31年も、変わらぬご支援・ご鞭撻をお願い申し上げます。



どなたでも県議会を傍聴できます

◎ご意見・ご要望などお気軽にお寄せください。

## 土屋もとよし事務所

〒410-2211 伊豆の国市長岡197-1  
 TEL.055-948-9635-055-948-0267 FAX.055-947-1811



携帯の方は左記のQRコードを読み込みか、[moto@67865.r.at-m.jp](mailto:moto@67865.r.at-m.jp) まで空メールをお送りください。パソコンの方は[moto@tsuchiya-m.com](mailto:moto@tsuchiya-m.com)まで「メール会員希望」とご連絡ください。

facebook はじめました! 「もっと!よし!!」を合い言葉に!!

静岡県議会議員 土屋もとよし 検索 URL [www.tsuchiya-m.com](http://www.tsuchiya-m.com)

## 1.伊豆半島の津波対策について

質問

伊豆半島では50の地区協議会を設置して、地区ごとに地域の特性や住民の意向を踏まえた津波対策を実施することとしている。人々の防災意識が薄れつつある中、ハード・ソフトを組み合わせた多重対策が求められている。

そこで、伊豆半島の津波対策はどの程度進んでいるのか、現時点での進捗状況と2022年度までの事業の見通しを伺う。

答弁

伊豆半島沿岸部では、津波が短時間で到達すると想定されることから、津波避難ビル283か所が指定され、津波避難タワー9か所、避難路26か所の整備が完了しています。(平成29年度末)

沿岸部10市町では、静岡方式による津波対策の検討を行い、合意が得られた地区では、「津波対策の方針」に基づき、2022年度を目途に、避難対策を中心として、避難路38か所、避難誘導標識98か所、夜間照明灯73か所を新たに整備することとしています。

30年度は、避難路2か所、避難誘導標識26か所、夜間照明灯6か所の整備が進められています。

また、熱海地区と多賀地区においては、防潮堤や水門の事業計画策定に向けた調査・検討が進められています。

県としては、防潮堤や津波避難施設等の整備、津波避難訓練等による避難意識の向上などの取り組みを積極的に推進し、ハード・ソフト両面から、地域特性に応じた最も効果的な津波対策を進めていきます。



## 3.障害者歯科保健医療について

質問

伊豆の国市には、障害者専門外来のある歯科医療機関の伊豆医療福祉センターがあり、高度な歯科治療に対応しているが、診療をやめるとの話もある。肢体不自由児が通う東部特別支援学校が近くにあり、更に2年後には知的障害児を受け入れる特別支援学校が新設され、今後ますます障害者歯科診療についてニーズが高まることが予想される。現状でも診療が数か月待ちとなることがあると聞く。

歯科医師会からも、障害者への対応を学ぶ座学研修や実地研修の継続、一般歯科診療所で対応困難な後方支援病院等の確保と機器の整備が求められている。歯医者に行きたいと願っている患者と、それに応えたいと思っている歯科医師の間に入り、橋渡しをするのが県行政の役割であり、今後より積極的に取り組むべきではないかと考える。

県はどのように現状を認識し、今後どういった取り組みを行うのか伺う。

答弁

障害のある方が、住み慣れた地域で、その人らしく生活していくためには、障害の程度にかかわらず、身近な場所で安心して歯科診療が受けられる体制を整えることが大変重要です。

しかし、障害の程度や種別によっては、対応できる歯科医療機関に限られており、現在の障害者歯科医療の体制は、必ずしも十分とは言えない状況であります。

今後は、30年3月に改訂しました「第2次静岡県歯科保

健計画」に基づき、地域で障害のある方を診療できる「かかりつけ歯科医」を更に増やしていくために、歯科医師が研修を受けられる制度の見直しを行います。高度な診療に対応できる歯科医療機関によって「かかりつけ歯科医」を後方支援する体制の拡充を図ってまいります。

県としては、地元市町や歯科医師会などの関係団体とともに、障害のある方が歯科診療を速やかに受けられる体制の構築に積極的に取り組んでまいります。

## 2.伊豆地域の観光振興について

質問

駿河湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟、静岡水わさびの「伝統栽培の世界農業遺産」認定、伊豆半島の「ユネスコ世界ジオパーク」への登録など、伊豆地域の魅力が世界に次々と認められてきた。

また、来年春の静岡デザインセッションキャンペーン(JR)との大型観光キャンペーンや、2020年夏のオリンピック・パラリンピックなど、数年は伊豆地域の観光振興にとって追い風となるビックイベントが続いていく。

しかし、伊豆地域では、富士山反射炉をはじめ近年客数が減少し、多くの観光施設の宿泊施設も、中国人を中心とした海外からの観光客に依存している。国内の観光客の滞在日数が伸びず、海外誘客において重要なキャッシュレス決済の導入も進まない中、将来に希望が持てるような観光の基盤づくりがされなければ、この好機を十分に生かすことができないのではないかと懸念している。

今回のイベント等の勢いを継続していくために、伊豆地域が何を柱に誘客を図るのか、地域の方々と徹底的に議論を重ねる必要があると、静岡県としてのスタンスを明確にすることが求められている。

そこで、県として、どのように取り組んでいくのか伺う。

答弁

伊豆地域は、豊かな観光資源に恵まれる一方、様々な課題を抱えています。地域のDMO(地域と協力して観光地域作りを行う法人)である「美しい伊豆創造センター」では、伊豆半島観光戦略を30年3月に策定し、推進しているところですが、伊豆地域の観光産業が、今後も持続的に発展していくためには、「デザインセッションキャンペーン」(DC)やオリンピック・パラリンピックの開催など、追い風が吹く好機を捉え、将来を見据えた誘客の柱となる施策を展開していくことが重要であります。

県では、2019年春に迫ったDCに向けて、伊豆地域ならではの体験プログラムづくりや、宿泊に繋がりやすい夜間・早朝のイベントの充実な



ど、観光素材の磨き上げに取り組んでいます。

また、外国人観光客がストレスなく本県を周遊できるよう、Wi-Fiの整備や、スマホ決済をはじめとするキャッシュレス化、多言語化など、受け入れ環境の整備を進めています。

また、伊豆各地で、ホテル・旅館の若手経営者と、ジオガイドや、ダイビング、シティブロモーション(都市の活性化を目指した活動)に関わる様々な方々のランチミーティングを開催し、議論を重ねてきました。その中で、伊豆地域の世界ブランドを誘客の柱とすべきとの提案を頂きました。

県としては、現場の声を反映しながら、持続的に発展するよう、観光振興に取り組んでまいります。

## 4.農業分野の研究開発の取り組みについて

質問

本県は、お茶やわさび、みかん、いちご、メロン、花き類(観賞用植物)など、日本を代表する産地。これは、常に先端技術を取り入れ、農業者、普及組織、研究機関が連携して栽培技術の改善をしてきたからこそである。

伊豆の国市では、代表的な農産物としていちごがあり、観光農園などでは、県農林技術研究所が開発した「紅ほっぺ」を中心に栽培している。消費者の嗜好や市場の動向に対応する為、平成26年、新たな品種「きらび香」が誕生した。

本県農業の競争力を強化するためには、マーケットの需要に合った新品種を開発するとともに、品質を高める技術開発にも取り組み、その成果を広く普及し、生産者を後押しすることが重要であると考えている。

答弁

本県が、我が国を代表する農業芸術品(農芸品)の産地として発展していくためには、新しい品種の開発や栽培技術の向上に向けた研究開発が大変重要です。このため、農林技術研究所では、いちご、お茶、みかん、わさび、花き類(観賞用植物)を中心に本県の農芸品の競争力を強化するため、消費者のニーズや生産者の要望を踏まえ、新しい品種の育成などに取り組んでいます。

いちごは、新たに育成した「きらび香」を、本県を代表する品種に育てていくために、県内の生産者のみに苗を供給し、生産地を県内に限定しており、平成29年の栽培面積は、栽培開始時の約4倍となる20haに拡大しています。

また、静岡いちご戦略協議会では、「きらび香」のブランド力を高めるため、販売先の選定や宣伝活動の強化などに取り組んでいるところで

